

# 景観アセスメント試行対象事業における 景観整備方針の分析

<sup>1</sup> 山田 圭二郎・<sup>2</sup> 工藤 誠・<sup>3</sup> 福井 恒明・<sup>4</sup> 小栗 ひとみ・<sup>5</sup> 香田 晃宏

<sup>1</sup> 正会員 博士（工学） 株式会社オリエンタルコンサルタンツ東京事業本部  
（〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-28, E-mail: yamada-ki@oriconsul.co.jp）

<sup>2</sup> 正会員 修士（工学） 株式会社オリエンタルコンサルタンツ東京事業本部  
（〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-28, E-mail: kudoh-mk@oriconsul.co.jp）

<sup>3</sup> 正会員 博士（工学） 国土交通省国土技術政策総合研究所  
（〒305-0804 茨城県つくば市旭1, E-mail: fukui-t92ta@nilim.go.jp）

<sup>4</sup> 正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所  
（〒305-0804 茨城県つくば市旭1, E-mail: oguri-h92d5@nilim.go.jp）

<sup>5</sup> 正会員 国土交通省大臣官房技術調査課  
（〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関, E-mail: kouda-a8310@mlit.go.jp）

景観形成への関心・ニーズが高まる中、「景観法」等の法的枠組みや各種行政制度等が整えられつつある。本研究は、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」に基づき平成16,17年度の2箇年度にわたり実施してきた景観アセスメント試行事業（全44事業）を対象とし、試行事業における取り組みの内容を把握するとともに、景観検討の内容を取りまとめた「景観整備方針」の記述内容の分析を通じて、各事業分野ごとに適切な景観検討を実施していく上での課題を抽出した。今後は抽出した課題への対応方針を検討し、社会資本整備において良好な景観形成を図るための効果的・効率的な景観アセスメントシステムの確立を期するものである。

キーワード：景観アセスメント，試行事業，景観評価，景観検討

## 1. はじめに

### (1) 背景

効率性や経済性を最優先課題とした社会資本整備への反省の上に立ち、国土交通省は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を取りまとめ、美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方や施策展開の方向性を示した。平成16年6月には「景観法」が制定され、この法的枠組みをもとに、景観行政団体による景観計画の策定、景観地区等における規制措置、景観に配慮した具体的な整備等の景観形成に向けた取り組みが各地で動き始めている<sup>1)</sup>。公共事業においても、景観に配慮した社会資本整備をより積極的に進めるため、上記政策大綱に基づく施策の一つとして位置づけられた「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立」を目指して、平成16年6月に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」（以下、「基本方針（案）」）が策定され、平成16,17年度の2箇年度にわたり、上

記基本方針（案）に基づく試行事業が実施されてきた。

### (2) 目的

本研究は、上記背景に示した基本方針（案）に基づいて平成16,17年度の2箇年度にわたり実施された景観アセスメント試行事業（全44事業）を対象として、  
1) 試行事業における取り組みの内容を把握する  
2) 事業分野ごとに適切な景観検討を実施していく上での課題を明らかにすることを目的とするものである。

なお、本研究は「平成17年度景観評価システムの高度化に関する調査業務（国土技術政策総合研究所発注）」の一環として実施したものである。

### (3) 方法

基本方針（案）では、各事業における景観検討の内容を「景観整備方針」として取りまとめることとされている。

本研究では、平成 16-17 年度の景観アセスメント試行事業において作成された「景観整備方針」（平成 18 年 3 月現在、全 44 試行事業のうち 23 事業にて作成）の記述内容を分析することにより、各試行事業の取り組み内容を把握するとともに、事業分野ごとの景観検討上の課題を抽出した。

## 2. 景観アセスメントシステムの概要

### (1) 経緯

前述の通り、「美しい国づくり政策大綱」には美しい国づくりのための施策展開の一つとして「景観アセスメント（景観評価）システムの確立」が掲げられている。これを受けて策定された「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」に基づき、直轄事業から選定された試行 44 事業において、平成 16-17 年度の 2 箇年にわたって景観アセスメントが試行された。

### (2) 試行事業の選定

景観アセスメント試行対象事業は、事務所等が地方整備局企画部と調整の上選定する。この際、国土交通省所管の国が施行する事業（災害復旧、維持・管理に係る事業を除く）のうち、①優れた景観を有する地域（法令・条例に基づく景観に関わる規制の対象となる地区等）で行う事業、②事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事業者が判断する事業、③事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業、のいずれかに該当する事業から試行事業が選定される。

### (3) 検討手順

景観アセスメントの実施主体である事務所等は、「景観形成にあたり配慮すべき事項」及び「景観整備方針」を取りまとめる。

「景観形成にあたり配慮すべき事項」や「景観整備方針」の検討・取りまとめ等の景観検討にあたっては、地方整備局企画部が事務所等と調整の上任命する学識経験者等の「景観アドバイザー」から意見を聴取し進める。

景観アドバイザーの活用のほか、景観検討において「住民等からの意見聴取」、「地方公共団体、NPO との連携」等を必要に応じて実施する。

また、企画部は年 1 回程度「景観アドバイザー会議」及び「景観評価委員会」（各部担当者から構成）を開催することとしている。

### (4) 景観整備方針

「景観整備方針」には、当該事業における景観形成の目標像、対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景

観との関係における基本的な考え方、施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針（配置・規模・形状等の設定の考え方、細部設計、材料選定の考え方）等、当該事業の特性を踏まえた適切な項目を設定し、記述する。

景観整備に係る事業プロセスにおいて重要なことの一つは、構想段階～事業完了までの計画・設計、更には施工を一貫した考え方のもとで進めること（景観整備の一貫性の確保）である。したがって、構想段階等の事業初期段階から当該事業及び周辺地域の特性を踏まえた景観整備方針を十分に検討・設定し、景観整備方針を構想～計画、計画～設計、設計～施工と次の事業段階に確実に継承していくことが極めて重要となる。

ただし、構想段階と設計段階では検討項目や内容、その熟度等が当然異なるから、事業の進捗状況と検討熟度に応じて記述内容を充実させていくことになる。

## 3. 試行事業とその取り組み

### (1) 事業の概要

景観アセスメント試行対象事業の一覧を表 - 1 に示す。

### (2) 対象事業における取り組み内容

平成 16-17 年度の景観アセスメント試行対象 44 事業のうち、平成 18 年 3 月 31 日現在、景観整備方針を策定済みの事業は 23 事業であった。

#### a) 事業分野

事業分野別の試行事業数を表 - 2 に示す。

ほぼ全ての分野が景観アセスメント試行対象事業に網羅されている。このうち、一般的に事業範囲が広範にわたり複数施設・構造物が発生する「港湾整備事業」（計 6 事業）では、岸壁(1)、防波堤(2)、臨港道路（道路・橋梁・トンネル換気所）(3)等、整備対象施設・構造物が多岐にわたっている。また、ダム事業（計 5 事業）でも、ダム（堰）建設(3)、付替え道路整備(1)、周辺環境整備事業(1)等、様々な整備対象が存在する。

景観アセスメント試行対象事業においては、これら複数施設・構造物を含めた全体の事業区域を対象とするものもあれば、そのうちの一施設・構造物の整備を対象を絞っているものもあった。

なお、自治体等と連携し、複数の施設や空間を事業として一体的に検討している試行事業は、2 事業存在した。

#### b) 事業の段階

事業段階別の試行事業数を表 - 3 に示す。（複数事業段階に跨る事業が存在する場合、該当する各段階でカウントしたため、事業数の計は実際の事業数(44)より大きくなっている。）

表-1 景観アセスメント試行対象事業と進捗状況

No.	地方支 分部局 等	事業 区分	試行事業名	事業段階	選定 理由	進捗 状況
1	北海道	ダム	忠別ダム関連事業(ダム周辺環境整備事業)	施工	③	●
2	北海道	砂防	石狩川水系直轄砂防事業(リクマンベツ川溪流保全工)	設計	②	●
3	北海道	道路	旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路	構想	③	●
4	北海道	港湾	苫小牧港西港区北ふ頭岸壁(-7.5m)等整備事業	施工	③	
5	北海道	官庁官繕	室蘭法務総合庁舎整備事業	設計/施工	③	●
6	東北	河川	名取川改修事業(藤塚地区)	計画	③	●
7	東北	ダム	津軽ダム関連事業(付替道路)	設計	②	●
8	東北	道路	五所川原西バイパス	計画	③	●
9	東北	港湾	八戸港外港地区第二中央防波堤事業(無島前面部)	設計	③	●
10	関東	河川	利根川下流改修事業(本宿耕地地区、佐原地区)	計画/施工	③	●
11	関東	砂防	鬼怒川水系直轄砂防事業(大谷川床固群)	完了	③	●
12	関東	道路	国道357号湾岸千葉地区改良	施工	③	
13	関東	港湾	東京港臨海道路II期事業	施工	③	●
14	関東	都市公園	国営常陸海浜公園みはらしの里整備	計画	③	
15	関東	官庁官繕	横浜地方気象台整備事業	施工	①	●
16	北陸	河川	信濃川改修事業(大河津分水可動堰改築)	施工	①	
17	北陸	海岸	石川海岸直轄海岸保全施設整備事業	施工	①	
18	北陸	海岸	新潟湾海岸侵食対策事業	施工	①	
19	北陸	道路	香林坊拡幅	設計	①	
20	北陸	港湾	伏木富山港臨港道路(富山新港東西線)	施工	②	●
21	北陸	都市公園	国営越後丘陵公園事業	施工	③	
22	中部	河川	狩野川改修事業(下河原地区)	構想	③	
23	中部	海岸	津松阪海岸津地区(賢崎)海岸保全施設	施工	③	
24	中部	道路	三遠南信自動車道飯橋道路	設計	①	
25	近畿	ダム	九頭竜川鳴鹿大堰事業	完了	②	●
26	近畿	砂防	六甲山系直轄砂防事業(都市山麓グリーンベルト整備事業)	施工	③	
27	近畿	道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド~駒ヶ林南)	構想/計画	③	
28	近畿	港湾	大阪湾北港南~南港地区道路(トンネル)換気所	施工	②	●
29	中国	河川	斐伊川改修事業(斐伊川放水路関連事業)	施工	②	
30	中国	海岸	皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業	施工	③	
31	中国	道路	松江道路	施工	①	●
32	中国	港湾	呉港阿賀地区道路(1号線)整備事業	施工	②	●
33	四国	河川	吉野川改修事業(滝谷川樋門新設)	施工	①	●
34	四国	河川	四万十川河川環境整備事業(四万十川自然再生)	施工	③	
35	四国	海岸	松山港海岸(和気地区)整備事業	施工	③	●
36	四国	道路	松山外環状道路事業	構想/設計	②	
37	九州	河川	肝属川改修事業(下谷川地区)	設計	③	
38	九州	ダム	立野ダム建設事業	施工	①	
39	九州	海岸	別府港海岸保全施設整備事業(餅ヶ浜地区)	施工	③	●
40	九州	道路	住吉道路事業(一般国道10号)	構想	①	
41	九州	官庁官繕	熊本合同庁舎整備事業	設計	③	●
42	沖縄	ダム	沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム建設事業)	設計	②	●
43	沖縄	道路	名護東道路	構想	①	
44	沖縄	港湾	平良港防波堤(下崎西)南側堤頭部	設計	③	●

「地方支分部局」欄で、北海道：北海道開発局、沖縄：沖縄総合事務局、その他は各地方整備局を示す。「選定理由」の数字は2、(4)の選定理由に対応する。「進捗状況」の●は「景観整備方針」を策定済みであることを示す。事業段階や進捗状況は平成18年3月現在。

### c) 景観アドバイザーの活用

事業毎にこまめに景観アドバイザーに意見聴取や調整をしたり、景観アドバイザーとともに現地視察を実施している事業もあれば、景観アドバイザーが任命されていない地方支分部局等や、事業毎に景観アドバイザーが任命されている事業と任命されていない事業とに対応が分かれる等、景観アドバイザーの活用方法については地方支分部局等や試行事業毎に対応が分かれている。

「景観アドバイザー会議」についても、毎年度開催しているところと未開催のところ(13事業)とが存在する。また、景観アドバイザー制度とは別途に景観検討委員会等の検討体制が構築されている事業もあり、景観アドバイザーの活用についての対応は様々であった。

## 4. 分析結果

平成16-17年度の景観アセスメント試行対象事業全44事業のうち、23事業において作成された「景観整備方針」の記述内容を分析し、記述内容に見られる特徴及び事業毎の景観検討における課題を抽出した。この際、以下に示す観点から景観整備方針の記述内容の分析及び課題の整理を行った。

### ①整備方針等

当該事業における景観形成の目標像、対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に対する基本的な考え方、施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針等

### ②評価の項目・尺度

整備方針が施設や空間の配置・規模・形状、細部設計、材料選定等に適切に反映されているかを評価する評価軸やその判断基準

### ③予測・評価方法

計画・設計意図が適切に整備後の景観に反映され、良

表-2 事業分野別の景観アセスメント試行対象事業

分野	道路	河川	ダム	砂防	港湾	海岸	都市公園	官庁官繕	計
事業数	10	8	5	3	7	6	2	3	44
景観整備方針策定済事業数	3	3	4	2	6	2	0	3	23

表-3 事業段階別の景観アセスメント試行対象事業

段階	構想段階	計画段階	設計段階	施行段階	事業完了後	計(延べ数)	
事業数	事業選定時	8	7	11	19	2	47
	H18.3	6	5	11	24	2	48
景観整備方針策定済事業数	1	3	7	12	2	25	

好な景観形成が行われるかを予測する手法・ツールや、最終案の評価決定手法及び評価主体

#### ④体制等

景観検討における景観アドバイザーの活用、住民への意見聴取、自治体・NPOとの連携等

### (1) 事業分野毎の分析結果

事業分野毎の分析結果を上記①～④の観点から以下に記述した。

#### a) 道路分野

景観アセスメント試行対象の道路事業(10事業)のうち、景観整備方針を作成済みの事業数は3事業(構想段階:1, 計画段階:1, 施工段階:1)であった。

##### ①整備方針等

全般的に、目標像から個別施設や空間の形状等の整備方針に至る考え方が一貫して体系的に整理されており、完成度は高い。

景観整備方針のシートが全項目について網羅的に記述されている。構想段階等検討初期の段階での検討熟度を考慮すれば、この段階で全項目を具体的に記述することは現実的には不確実性要素が多く困難であるが、より計画の早い段階から可能な限り方針を決めることにより、景観形成に携わる関係者の共通認識が図れているものと考えられる。

##### ②評価の項目・尺度

評価の項目や尺度は、整備方針等に基づき概ね適切な項目が設定されていると評価できる。

##### ③予測・評価方法

事業段階によらず、CG・フォトモンタージュ・VRを予測ツールとして活用する例が多い。全評価項目を同じツールで予測しようとする例も見られるが、予測対象や評価項目等の目的や活用場面に対して適切なツール(模型や試験見本等)を選択することが必要である。

評価手法は「既存の優良事例との比較」、「景観アドバイザーの意見により評価」が多く、多様な手法が選択されている。

また、「地域住民等の意見を聞き評価」、「ワーキングにより評価」等の記述が見られるが、何を判断基準に評価するのか(その判断基準は住民等に提示されているか)が不明確なものが若干みられた。

#### ④体制等

景観整備方針を作成済みの試行事業では、ワークショップ等による住民との意見交換・意見聴取が積極的に行われ、景観アドバイザーによる現地視察を実施する等、検討の頻度や熟度が高いと考えられる。景観アドバイザーが未選定の事業も存在するが、有識者へのヒアリング等により適切に対応しており、計画・設計者の努力

がうかがえる。

#### b) 河川分野

本項では、「河川分野」に、河川事業、ダム事業、砂防事業等、海岸事業を含める。

試行対象の河川事業(8事業)のうち、景観整備方針を作成済みの事業数は3事業(計画段階:1, 設計段階:1, 施工段階:(延べ)3)であった。ダム事業は、試行対象5事業のうち4事業(設計段階:2, 施工段階:1, 事業完了後:1), 砂防事業は、試行対象3事業のうち2事業(設計段階:1, 事業完了後:1), 海岸事業は、試行対象6事業のうち2事業(共に施工段階)において、景観整備方針が策定された。

##### ①整備方針等

景観形成の目標像や基本的な考え方と個別施設・空間の整備方針・手法とに対応関係が不明確または説明不足であるものが若干見られた。

設計・施工段階においても、施設や空間の具体的整備方針に関する記述に具体性がないものが若干見られ、景観形成の目標像や考え方を評価軸に照らして適切な形・デザインに落とし込むプロセス(景観操作の対象と方法)の検討を充実させていく必要である。

施工段階及び事業完了後の事業では、事業が進んだ段階で試行事業として選定されたため、決定した施設等の設計に対して整備方針や評価項目等の設定に限界があり、より早い段階から検討していくことが必要であると考えられる。

景観への配慮が材料選定のみで特化しているものも若干存在したが、全般的には「親水性」等に配慮し、人間の利用活動を想定した規模・形状等を設定した取り組みがなされている。

##### ②評価の項目・尺度

評価の項目(評価軸)は目標像や景観形成の考え方に照らしておよそ適切ではあるものの、評価の尺度(評価指標)に関する記述が少ないものも見られた。

何を操作対象として、その形状等をどのように操作・設計すれば方針に沿った景観を実現するのかに関する事例を蓄積していくことが必要だと考えられる。

##### ③予測・評価方法

予測手法としては、事業の段階や評価項目によらずパース(イメージスケッチ, CG・フォトモンタージュ)が多く用いられているが、予測対象や評価項目等の目的や活用場面に適したツールが選択されているかを検討する必要がある。

評価手法は、自然現象に依存する部分の多い河川空間の特性上、河川工学、生態、景観等の複数専門家が効果的に関わっている。

各評価項目に対してそれぞれの分野の専門家が個別に

評価するのではなく、求められる諸々の機能を踏まえつつ、最終的に出来上がる形を総合的に評価していく必要がある。

#### ④体制等

河川分野では複数専門家からなる検討委員会等が多く設置されている。試行事業に対して景観アドバイザーが深く関わっていると思われる事業では「景観整備方針」の記述内容が充実していた。

### c) 港湾分野

試行対象の港湾事業（7事業）のうち、景観整備方針を作成済みの事業数は6事業（設計段階：2，施工段階：4）であった。上記6事業における具体的な整備対象は、防波堤、道路、橋梁、トンネル（換気所）等である。

#### ①整備方針等

空間的広がりを持つ港湾の特性から、一般の人々の目に触れる機会が少ない、遠景でしか眺められない構造物等においては計画段階で景観に配慮した方針を立てることが重要で、詳細なスケールの景観配慮はそれほど重要でない場合もある。事業段階が進んだ事業ではそのような対応が叶わず、表面処理や材料選定などディテールの景観検討に限定せざるを得ないケースがみられる。一方、景観的配慮の必要性は低いとの計画・設計者、景観アドバイザーの判断で適切に対応した例もある。

#### ②評価の項目・尺度

整備方針等の記述にも言えるが、港湾分野でも道路や橋梁に関する景観検討の内容が他の構造物等に比べて熟度が高い。

対象事業によっては、評価の項目やそれに対応する整備方針等の策定に苦慮していることが伺える例もある。

#### ③予測・評価方法

整備対象となる施設・空間との関係性を有する景観や空間の規模が大きいため、VRやCGを活用する例が多いが、表面処理を検討内容とする場合にも用いる等、予測対象や評価項目等の目的や活用場面に対して適切な予測手法の選択が必要である。

橋梁・道路等では、模型や試験見本による現地確認の実施等適切な予測手法が選択されている例が多い。

#### ④体制等

橋梁や道路を対象とする事業では景観検討委員会等が設置されており、検討内容も妥当なものが多い。内容に課題があると思われるものでは、計画・設計における景観形成の実績の少なさ、アドバイザーとの連携の少なさがその要因であると考えられる。

### d) 官庁営繕分野

試行対象の官庁営繕事業では、3事業（設計段階又は施工段階）全てにおいて景観整備方針が策定された。官

庁営繕事業の整備対象は、庁舎等の建築物とその敷地内の施設である。

#### ①整備方針等

敷地内の諸施設が一体的に検討されるため、その景観整備の方針の一貫性は確保されており、施設・空間の具体的整備手法等適切に実施されている。

一方、敷地外の周辺景観・空間との関係性の読み取りや配慮の仕方について一部明確でない点も見られた。

#### ②評価の項目・尺度

評価軸や尺度の設定が明確でない記述にとどまり、何をどのような観点から評価すればよいのか意図が上手く伝わりにくいものが一部見受けられた。

#### ③予測・評価手法

各種図面や模型、実物サンプル等、評価の項目や対象に応じた予測ツールが適切選択されている。

#### ④体制等

官庁営繕事業では、構想～設計段階まで同一の計画・設計者が関わる体制で、建築物をはじめとする敷地内の諸施設を一体的に検討する機会が多く、一貫性は確保されている。

一方、周辺景観・空間との関係性の読み取りや配慮の仕方等に関して、景観整備方針では曖昧な記述が見られたが、各試行事業では、景観やまちづくりに係る検討会、協議会等を設置して適切な対応がなされている。また、周辺の再開発事業等と連携して一体的に検討を進めている事例もあり、評価できる。

### e) 都市公園分野

試行対象の都市公園事業（2事業）では、景観整備方針は現在検討中であり作成に至っていないため、分析及び課題の抽出はできなかった。

景観検討における課題としては、a)～d)に記述した内容にほぼ該当すると推察される。

試行対象の都市公園は国営の大規模な公園であり、自己完結的に存在するものと考えられるが、都市内では市街地内に存在する県・市等の自治体管理の比較的小規模な公園とその周辺の施設（港湾、海岸、河川、道路等）を一体的に整備することが重要であり、そのための事業の進め方や体制づくり、そのために果たしうる景観アセスメントシステムの役割等についての課題の分析が今後必要と考えられる。今回の試行事業では、九州地方整備局管内の「別府港海岸保全施設整備事業（餅ヶ浜地区）」において、海岸背後の県緑地や市道と連携して一体的な検討が実施されている。

#### (2) まとめ

抽出された課題のうち、事業分野の特性に起因する課題を整理すると概ね以下の通りである。

1) 道路分野：道路分野は景観検討の知識・経験の蓄積

が多く、記述が充実している。構想～計画、計画～設計、設計～施工と事業が進む毎に景観整備方針の実現性や妥当性を継続的に検討していくことが望まれる。

- 2) 河川分野：自然空間に依存する特性上、河川工学、生態系、親水性等様々な機能への配慮が求められ、それらを景観として総合化する設計の知識・ノウハウが必要不可欠である。景観アドバイザーの助言を得ながら知識を向上させていくことが必要である。
- 3) 港湾分野：広範に亘る港湾空間の特性に対し、目標像の設定等が部分的な整備対象に限定されがちであった（空間の総合性・統一性の不足）。また、そもそもの景観整備の重要性を判断する必要がある。
- 4) 官庁営繕分野：敷地内の諸施設に対する検討の一貫性・一体性に優れ、施設・空間のデザインノウハウの蓄積がある。敷地外の景観・空間との関係性や連携について更なる検討を図り、ノウハウを蓄積していくことが必要である。

## 5. 結論

### (1) 結論

本研究では、平成 16-17 年度に実施された景観アセスメント試行事業を対象に、その取り組みの内容を把握するとともに、「景観整備方針」の分析を通じて、適切な景観検討を行う上での課題を事業分野毎に抽出した。

### (2) 課題

本研究では事業分野毎に景観アセスメント制度運用上の課題を整理したが、その中でも事業段階に起因する段階毎の課題が存在することが把握された。したがって、今後更に事業段階ごとの課題を分析する必要がある。

また、本研究は景観アセスメント制度試行事業において作成された「景観整備方針」に関する分析であり、景観アセスメント制度試行事業の実情を十分に把握したものとは言えない。発注者、景観アドバイザー、設計コンサルタント、市民等へのヒアリング等に基づいて制度運用における成果や課題を把握し、その対策を検討する必要がある。

### (3) 景観アセスメント制度運用における今後の課題

景観アセスメント制度の運用における今後の課題を以下に示す。

「景観整備方針」に示される内容は構想段階等の事業初期段階から検討し、次段階に継承され、景観検討・整備の一貫性が確保されるべきものである。景観アセスメントの試行はまだ 2 箇年しか経過しておらず、構想～施

工段階まで一貫して景観アセスメントに取り組んだ事例はないが、今後引き続きフォローアップを行い、適切な対応をとって良好な景観形成を図る必要がある。

また、景観アセスメントには地方支分部局等、景観アドバイザー、計画・設計実務者、地域住民など様々な立場の組織・人間が関係する。したがってそれぞれの立場を踏まえた課題を抽出し、効率的・効果的かつ持続的なシステム運用のあり方を検討する必要がある。

さらに、事業の効果について、事業で建設した対象自体を評価するだけでなく、その地域が事業によりどのように変わったのか（地域に貢献したか）を評価していくための評価指標の検討や、景観に関する人材育成、発注制度のあり方等、社会資本整備による良好な景観形成、美しい国づくりを支える諸システムの検討も必要である。

## 参考文献

- 1) 「美しい国づくり政策大綱」、「景観法」、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」や関連する取り組み等は「国土交通省景観ポータルサイト」([http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan\\_portal.html](http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html)) から入手可能である。